

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番	集C-5	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則					(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							(参考) 木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合における支払期、相手方及び方法 木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益があるべき金銭(D)の額の算定方法	
番号	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡
経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	20年 (2042.3.31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照		
1 釜石市栗林町 24-138-4 317	9-2	山林		アカマツ 62	2022.6.1	(2042.3.31)	別添1の③参照	別添2の②参照
2 同上 24-138-4 317	9-3	山林	1.17	ソノダレ 37	同上	同上	別添1の④参照	別添2の②参照
3 同上 24-138-4 317	9-4	山林		アカマツ 62	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考	
1	釜石市渓林町	24-138-4	317	9-2	山林		アカマツ	62					
2	同上	24-138-4	317	9-3	山林	1.17	ソノタレ	37					
3	同上	24-138-4	317	9-4	山林		アカマツ	62					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)
住 所 (同上) [REDACTED]

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則
住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特別手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たなる森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定するまでのできる限りの図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林の森林所有者となつた者を除く。）に対する監督責任のみを負う。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
 - 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するところに著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ② 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとするとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ③ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び乙の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたものとみなす。

(16) その他

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所在	地番	林班	小班			
釜石市栗林町 ③	24-138-4	317	9-2	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		
釜石市栗林町 ④	24-138-4	317	9-4	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		
釜石市栗林町 ④	24-138-4	317	9-3	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法			
		(1. 甲に支払われるべき金銭の算定方法)			
所在	地番	林班	小班	(2. 留意事項)	
釜石市栗林町	24-138-4	317	9-2	<input type="radio"/> ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 <input type="radio"/> ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	
(2)	釜石市栗林町	24-138-4	317	9-4	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理 号	集C-10	経営管理権の設定を受ける市町 村(乙)			(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号	
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)			(氏名又は名称) [REDACTED]			(住所又は所在地) [REDACTED]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期 (終期) (B)
1	釜石市栗林町 23-70-1	325	11-1	山林			ソノタラ	32	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)
2	同上	23-70-1	325	11-2	山林		ソノタラ	56	同上
3	同上	23-70-1	325	12-1	山林		ソノタラ	23	同上
4	同上	23-70-1	325	12-2	山林	2.81	ソノタラ	23	同上
5	同上	23-70-1	325	12-3	山林		ソノタラ	71	同上
6	同上	23-70-1	325	12-4	山林		スギ	24	同上
7	同上	23-70-1	325	12-5	山林		ソノタラ	20	同上
8	同上	23-70-2	325	26-3	山林		スギ	63	同上
9	同上	23-70-2	325	26-4	山林	0.53	ソノタラ	86	同上
10	同上	23-70-2	325	26-5	山林		アカマツ	49	同上
									乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
									参考
									木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金額(D)の額の算定方法

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）						
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市奥森町	23-70-1	325	11-1	山林	ソノタレ	32					
2	同上	23-70-1	325	11-2	山林	ソノタレ	56					
3	同上	23-70-1	325	12-1	山林	ソノタレ	23					
4	同上	23-70-1	325	12-2	山林	ソノタレ	23					
5	同上	23-70-1	325	12-3	山林	ソノタレ	71					
6	同上	23-70-1	325	12-4	山林	スギ	24					
7	同上	23-70-1	325	12-5	山林	ソノタレ	20					
8	同上	23-70-2	325	26-3	山林	スギ	63					
9	同上	23-70-2	325	26-4	山林	ソノタレ	86					
10	同上	23-70-2	325	26-5	山林	アカマツ	49					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 釜石市長 野田 武則

住 所（同上） ■■■■■

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別紙とすること。また、森林所有者が共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により書類を添付すること。
(2) 共有者不明森林は、新たなる森林所有者と元の森林所有者との面積が著しく異なる場合は、森林所有者が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく異なる場合は、当該面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めあるとこころにより設定される経営管理権及び経営管理権受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるとこころによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとこころにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかにより乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
ア 甲が偽りその他不正な手段により権原を有しなくなつた場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有して（1）に掲げる事項を実施するところにより当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行ふ場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するところにより当該森林に隨時立ち入り、若しくは当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
③ 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他施設を設置されたり設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めめた場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行つたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随时立ち入り、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めめた場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行つたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとこころには乙が（経営管理実施権が設定されるとこころには経営管理実施権者が）甲に對

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲とのこの協議により定める。
② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲とこの間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ① 甲は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は逓減なく乙に申し出るものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は逓減なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権に帰属するものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容			
	所在	地番	林班	小班				
①	釜石市栗林町	23-70-2	325	26-3	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等のものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間に10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、存続期間中に主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
②	釜石市栗林町	23-70-2	325	26-5	釜石市栗林町 23-70-1	325	12-4	
③	釜石市栗林町	23-70-1	325	12-4				
④	釜石市栗林町	23-70-1	325	11-1	釜石市栗林町 23-70-1	325	11-2	
	釜石市栗林町	23-70-1	325	12-1	釜石市栗林町 23-70-1	325	12-2	
	釜石市栗林町	23-70-1	325	12-3	釜石市栗林町 23-70-1	325	12-5	
	釜石市栗林町	23-70-2	325	26-4	釜石市栗林町 23-70-2	325		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法				
<経営管理実施権が設定される場合> (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)		(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐についで甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の権裁(森林保険の保険料等)として乙が算定した額とします。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した額とします。				
所在	地番	林班	小班			
釜石市栗林町	23-70-2	325	26-3			
釜石市栗林町	23-70-2	325	26-5			
①	23-70-1	325	12-4			
<経営管理実施権が設定されない場合> (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)		(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐についで甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の権裁(森林保険の保険料等)として乙が算定した額とします。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した額とします。				
所在	地番	林班	小班			
釜石市栗林町	23-70-1	325	12-4			
(2. 伐採等による木の販売の算定方法)		(1. 伐採及び利用間伐に係る木の販売の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に要する主伐に添付された経費が実施された場合においては、経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けて乙が算定する木の販売の算定方法に見積額とします。 ○ 乙が算定する主伐に添付された経費が実施された場合においては、経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けて乙が算定する木の販売の算定方法に見積額とします。				
所在	地番	林班	小班			
釜石市栗林町	23-70-1	325	12-4			
(3. 伐採等による木の販売の算定方法)		(1. 伐採及び利用間伐に係る木の販売の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に添付された経費が実施された場合においては、経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けて乙が算定する木の販売の算定方法に見積額とします。 ○ 乙が算定する主伐に添付された経費が実施された場合においては、経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けて乙が算定する木の販売の算定方法に見積額とします。				
所在	地番	林班	小班			
釜石市栗林町	23-70-1	325	12-4			
(4. 留意事項)		(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の権裁(森林保険の保険料等)は、甲から預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が主伐後の権裁(森林保険の保険料等)を預かる場合は、預り金の残高がなくなるまでとする。 ○ 受乙が算定する森林保険料についての必要がなくなるまでの間は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。				
所在	地番	林班	小班			
釜石市栗林町	23-70-1	325	12-4			
(2. 留意事項)		(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙が経営管理を行つたために要した経費は乙のものとする。				
所在	地番	林班	小班			
釜石市栗林町	23-70-1	325	12-4			

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

- <時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- <時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 釜石市長 野田 武則		(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号	
整備番号	集C-29	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地) [REDACTED]			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	経営管理権の始期
1	釜石市栗林町19-93-2	326	17-1	山林	3.05	ソノダレ	2022.6.1 (2042.3.31)
2	同上	19-93-2	326	17-2	山林	スギ	63 同上 別添1の①参照
3	同上	18-59-1	328	1-1	山林	スギ	56 同上 別添1の①参照
4	同上	18-59-1	328	1-2	山林	アカマツ	55 同上 別添1の①参照
5	同上	18-59-1	328	2-2	山林	アカマツ	56 同上 別添1の①参照
6	同上	18-71-1	329	1-1	山林	ソノダレ	62 同上 別添1の④参照
7	同上	18-71-1	329	2-1	山林	ソノダレ	62 同上 別添1の④参照
8	同上	18-71-1	329	3-1	山林	アカマツ	59 同上 別添1の①参照
9	同上	18-71-1	329	3-2	山林	ソノダレ	1.57 8 同上 別添1の④参照
10	同上	18-71-1	329	3-3	山林	スギ	74 同上 別添1の①参照
11	同上	18-71-1	329	3-6	山林	アカマツ	85 同上 別添1の①参照

乙が甲にべき時支払うべき相手方及び方法	乙が甲にべき時期、相手方及び方法
木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）							
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積	ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	金石市栗林町	19-93-2	326	17-1	山林	ソノダレ	64							
2	同上	19-93-2	326	17-2	山林	スギ	63							
3	同上	18-59-1	328	1-1	山林	スギ	56							
4	同上	18-59-1	328	1-2	山林	アカマツ	55							
5	同上	18-59-1	328	2-2	山林	アカマツ	56							
6	同上	18-71-1	329	1-1	山林	ソノダレ	62							
7	同上	18-71-1	329	2-1	山林	ソノダレ	62							
8	同上	18-71-1	329	3-1	山林	アカマツ	59							
9	同上	18-71-1	329	3-2	山林	ソノダレ	8							
10	同上	18-71-1	329	3-3	山林	スギ	74							
11	同上	18-71-1	329	3-6	山林	カラマツ	85							

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上） 金石市長 野田 武則

住所（同上） [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた旨が分かる書類を添付すること。
(3) 变更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の住所が記載された台帳に記載されることとし、林地台帳による面積が著しく事実と相違する場合には、(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、1筆の一部実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該権利を経営管理権集積計画の場所を示す図面を添付する場合にその旨を記載する場合に、備考欄にその旨を記載する場合に異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載する場合に、森林簿と異なる場合は()書きすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする監督責任のみを負う。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理の設定を受けける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかにより乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
イ 甲が当該森林に係る事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するときは、当該森林に設置された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
⑤ 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設置された施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
⑥ この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
⑦ 森林への立ち入り及び施設の利用等
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設置された施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めた場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるとときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲とのこの協議により定める。
- ② 甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、
当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行いうるものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとする。
- ④ 経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲とこの間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、
経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理実施権に基づく支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在	地番	林班	小班	
	釜石市栗林町	19-93-2	326	17-2	<経営管理実施権が設定される場合> ○業者、木材の販売、森林の全部又は一部を保護等のための措置等の実施権を設定する場合 ○業者で協議して決めるものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前にて及び経営管理実施権者が設定されない場合> ○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓岸林における必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
①	釜石市栗林町	18-59-1	328	1-1	
	釜石市栗林町	18-59-1	328	1-2	
	釜石市栗林町	18-59-1	328	2-1	
	釜石市栗林町	18-71-1	329	3-1	
	釜石市栗林町	18-71-1	329	3-3	
	釜石市栗林町	18-71-1	329	3-6	
	釜石市栗林町	19-93-2	326	17-1	<○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
④	釜石市栗林町	18-71-1	329	1-1	
	釜石市栗林町	18-71-1	329	2-1	
	釜石市栗林町	18-71-1	329	3-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法			
所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)	
釜石市栗林町	19-93-2	326	17-2	(1. 甲に支払いで木材の販売収益が、木材の販売に係る経費、木材の販売に要する経費(森林保険の保険料等))	(1. 甲に支払いで木材の販売収益が、木材の販売に係る経費、木材の販売に要する経費(森林保険の保険料等))
釜石市栗林町	18-59-1	328	1-1	(2. 木材の販売収益に係る木材の算定方法) ○(鳥獣害対策設置の額を控除した額とする。 ○として乙が算定した額を支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。	(2. 木材の販売収益に係る木材の算定方法) ○(鳥獣害対策設置の額を控除した額とする。 ○として乙が算定した額を支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
釜石市栗林町	18-59-1	328	1-2	(3. 伐採等による主伐利用間伐に係る経費に係る主伐付添額とする。 ○乙が算定分計画による主伐付添額を示す。 ○乙が算定する主伐付添額を示す。	(3. 伐採等による主伐利用間伐に係る経費に係る主伐付添額とする。 ○乙が算定分計画による主伐付添額を示す。 ○乙が算定する主伐付添額を示す。
釜石市栗林町	18-59-1	328	2-1	(4. 留意事項) ○乙が算定する主伐付添額を示す。	(4. 留意事項) ○乙が算定する主伐付添額を示す。
① 釜石市栗林町	18-71-1	329	3-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○(2. 留意事項)	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○(2. 留意事項)
釜石市栗林町	18-71-1	329	3-3		
釜石市栗林町	18-71-1	329	3-6		

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>
○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

整番	理号	個別事項		(名称)		(所在地)		備考
		村(乙)	経営管理権の設定を受ける市町村(甲)	金石市長 野田 武則	(氏名又は名称)	岩手県釜石市只越町3丁目9番13号	(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況 樹種	現況 林齡
1	金石市栗林町19-93-2	326	17-1	山林	3.05	ソノタツ スギ	64 63	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)
2	同上	19-93-2	326	17-2	山林			20年 同上
3								別添1の④参照
4								別添1の①参照
5								別添2の①参照
6								別添3参照
7								
8								
9								
10								
11								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積	現況樹種	現況林齡	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市栗林町	19-93-2	326	17~1	山林	3.05	ソノダレ	64		共有	
2	同上	19-93-2	326	17-2	山林		スギ	63		共有	
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上） 釜石市長 野田 武則

住所（同上） [REDACTED]

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた旨が分かること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の面積が著しく事実と相違すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を示す場合には、林地台帳に記載された面積を記載することとし、住所が記載された場合には、当該経営権を記載することとする。なお、当該部分を特定するための面積を記載する場合は、その旨を記載することができる箇所に記載することとする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は、()書きで下段に記載すること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとこころにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののはほか、次に定めるとこころによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に看守義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それをれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次の一いずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
（7）森林への立ち入り及び施設の利用等
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合には、第三者が当該立木について除去等を行える場合に、甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとときには乙が（経営管理実施権が設定されるとときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されたなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲とのこの協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公益用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲とこの間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理権が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
	所在	地番	林班	小班			
①	釜石市栗林町	19-93-2	326	17-2	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が聞伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び経営等の施業、木材の販売、森林の保護等の権利を全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前にて及び経営管理実施権を設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に聞伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。 ○ 乙は、生物多様性に配慮する等、生物多様性の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		
④	釜石市栗林町	19-93-2	326	17-1	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法			
所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定された場合>	
金石市栗林町	19-93-2	326	17-2	(伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)	
				(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	
				○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他の経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。	
				○ 利用間伐について甲に支払わた額を控除した額とする。	
				(2. 木材の販売収益の額の算定方法)	
				○ (3. 伐採等に要する主伐に添付された経費の算定方法)	
				○ 乙が算定する主伐に添付された主伐が実施されるとともに提示し、経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けた木材の販売収益に見積額とする。	
				○ 乙が算定する主伐に添付された主伐が実施されるとともに提示し、経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けた木材の販売収益に見積額とする。	
				○ 乙が算定する主伐に添付された主伐が実施されるとともに提示し、経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けた木材の販売収益に見積額とする。	
				(4. 留意事項)	
				○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。	
				○ 経営管理実施権が主伐後の経営管理を行ったために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	
				(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	
				○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	
				(2. 留意事項)	
				○ 乙が経営管理を行ったために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	

①

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

- <時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- <時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- <時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- <支払先>
○ 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号 集C-35	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則		(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)			経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理権の内容(C)	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法						
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	20年 (2042.3.31)	別添1の②参照	別添3 参照
1	釜石市裏森町 1,4	8-85-	330	2-2	山林	0.64	アガマシ	48	2022.6.1			
2	同上	8-85- 1,4	330	2-3	山林	スギ	38	同上	同上	別添1の②参照	別添2 の①参照	
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
	在 所	地 番	林班	小班	地 目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市東林町 8-85-1,4	330	2-2	山林	0.64	アカマツ	48					
2	同上 8-85-1,4	330	2-3	山林		スギ	38					
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）
住 所 (同上) [REDACTED]

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則
住 所 (同上) [REDACTED]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林により定める特例により定めた旨が分かること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定するごとに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きすること。

(5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容により設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののはほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権集積計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行いう義務を負う。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に看守注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林經營管法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めることにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
（7）森林への立ち入り及び施設の利用等
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内外に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いうことができる。
（8）甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとときには乙が（経営管理実施権が設定されるとときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することができるのこととし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の全部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路綱の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供せられるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び乙の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容			
	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>			
(2)	釜石市栗林町	8-85-1, 4	330	2-2	○ 経営管理実施権者は、伐期を逸れる間に間伐をするものとする。 ○ 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施設、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権が乙の施権者で協議して決めるものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合>		
	釜石市栗林町	8-85-1, 4	330	2-3	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害に配慮する等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合>		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法			
<経営実施権が設定される場合> (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)		(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○(1) 甲に支払われるべき金銭は、木材の販売収益から、主伐後に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣対策等）及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額をととする。 ○(2) 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益から利用間伐に係る経費として乙が算定した額をととする。			
(2. 木材の販売収益に係る木材の販売収益の算定方法)		(3. 伐採等に要する主伐及び利用間伐に係る経費の算定方法) ○(1) 乙が算定する主伐及び利用間伐に添付された経費が実施される場合における主伐が実施される場合に添付された経費の見積額とする。 ○(2) 乙が算定する主伐及び利用間伐に添付された経費が実施される場合に添付された経費の見積額とする。			
(3. 伐採等に要する主伐及び利用間伐に添付された経費の算定方法)		(4. 留意事項) ○(1) 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるまでとする。 ○(2) 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行ったために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額をとす。			
(4. 留意事項)		(1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○(1) 甲に支払われるべき金銭は、乙が経営管理を行ったために要した経費は乙が負担するものとする。 ○(2) 乙が経営管理を行ったために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。			

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座